

## 意見書

平成 22 年 1 月 27 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

- 郵便番号 105-0001  
(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 イー・アクセス株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう ふかた こうじ  
代表取締役社長 深田 浩仁
- 郵便番号 650-0027  
(ふりがな) こうべしちゅうおうくなちちようどおり  
住 所 神戸市中央区中町通2丁目3番2号  
(ふりがな) かんさい かぶしがいしゃ  
氏 名 関西ブロードバンド株式会社  
だいひょうとりしまりやく みす ひさし  
代表取締役 三須 久
- 郵便番号 530-6116  
(ふりがな) おおさかききたくなかのしま  
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 株式会社ケイ・オプティコム  
だいひょうとりしまりやくしやちよう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄
- 郵便番号 163-8003  
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう おのでら ただし  
代表取締役社長 小野寺 正
- 郵便番号 130-0015  
(ふりがな) とうきょうとすみだくよこあみ  
住 所 東京都墨田区横網2-6-2  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ZIP Telecom株式会社  
だいひょうとりしまりやく たなべ じゅんじ  
代表取締役 田辺 淳治
- 郵便番号 103-0026  
(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくほんぼしかぶとちよう  
住 所 東京都中央区日本橋兜町5-1  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ジャパンケーブルネット株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう こんどう いちろう  
代表取締役社長 近藤 一郎

郵便番号 105-0012  
(ふりがな) とうきょうとみなとくしぼだいもん  
住 所 東京都港区芝大門1-1-30  
(ふりがな)  
氏 名 ジェイコムグループ代表  
かぶしがいしや  
株式会社ジューピターテレコム  
だいひょうとりしまりやくしやちよう もりいずみ ともゆき  
代表取締役社長 森泉 知行

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 670-0964  
(ふりがな) ひょうごけん ひ め じ し とよさわちよう  
住 所 兵庫県姫路市豊沢町135  
(ふりがな) ひ め じ かぶしがいしや  
氏 名 姫路ケーブルテレビ株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう み き まさよし  
代表取締役社長 三木 正義

郵便番号 100-0004  
(ふりがな) とうきょうとち よ だ く おおてまち  
住 所 東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
(ふりがな)  
氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社  
かぶしき がいしや  
だいひょうとりしまりやくしやちよう し ま だ とおる  
代表取締役社長 島田 亨

郵便番号 553-0001  
(ふりがな) おおさかしふくしまくえびえ  
住 所 大阪市福島区海老江1丁目1番31号  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 株式会社バイ・コミュニケーションズ  
だいひょうとりしまりやくしやちよう さ の ただし  
代表取締役社長 佐野 正

郵便番号 108-0023  
(ふりがな) とうきょうとみなとくしばうら  
住 所 東京都港区芝浦4-2-8  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 株式会社 UCOM  
だいひょうとりしまりやくしやちよう たけはやし さとし  
代表取締役社長 武林 聡

(五十音順)

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

総務省殿からの要請に基づき、2009年12月17日に西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)殿から総務省殿に報告を行った、NTT西日本殿の従業員が接続上知り得た他事業者情報を株式会社NTT西日本一兵庫(以下、「NTT西日本一兵庫」という。)殿へ提供した行為は、電気通信事業法第30条等に抵触する可能性がある事案であり、さらに、NTT西日本一兵庫殿及び株式会社NTT西日本一北陸殿が接続上知り得た他事業者情報を販売代理店へ提供した行為(以下、各々の行為を併せて「本事案」という。)は電気通信事業者間の公正競争を阻害する重大な問題です。

弊社共は、本事案の発生した要因は以下の2点であると認識していますが、この問題の本質はNTT西日本殿の接続部門を通じ他事業者から得た情報が、NTT西日本殿および県域等子会社の営業部門から実効上分離されることなく販売活動に流用可能な状態にあったことと考えております。

① システム上の要因

- 接続上知り得た他事業者及びその加入者情報が、必要とする者以外にアクセス可能であったこと

② 社員教育上や運用上の要因

- 公正競争要件にかかるNTTグループに課された事項について、グループ社員への教育・周知が徹底できておらず社員の意識が低いほか、組織として監査等の体制も機能していない状態にあったこと

これらについては、問題が発覚したNTT西日本殿管内の2地域特有の事象ではなく、同一のシステム形態を用いるNTT西日本殿の他地域や東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)殿の地域でも起こり得る要因であると考えます。従って、一部地域のシステムの問題や一部従業員の不祥事といった個別限定的な事案として片付けるのではなく、NTT東日本殿を含むNTTグループ全体の問題として、根本的な対策が検討されるべきものです。

本事案に関連して、接続事業者からは、過去の競争セーフガード制度の検証においても、再三に渡り、NTT東西殿の接続情報の取扱い等に係る問題点を指摘してきたところです。これに対してNTT東西殿は、指定電気通信設備制度の導入時から、「システムの措置や社員等への周知・徹底を図る等の適切な措置を講じている」旨、説明をされてきましたが、今回、本事案が露見したことで、その措置が不十分なものであったことが明確となっています。

総務省殿においては、本事案のような問題を繰り返さないためにも、十分な原因究明と厳格な

措置を執って頂くことを切に望みます。

本事案への対策として、NTT 西日本殿は今後、従業員教育の他、システムの運用や機能変更を実施すると報告していますが、これらは過去の措置の延長に過ぎず、問題の全面解決に至らないことは明白です。

システム上の問題に関しては、物理的に同一のシステムが組織を跨いで存在する以上、いかにシステムの運用や機能変更等によるファイアーウォールの徹底を図っても根本的な措置とはなりません。また、社員教育上の問題に関しても、教育・周知が最終的に個々の従業員の意識に依存する以上、いかに周知の徹底・教育面の充実等を図ったとしても、今後、同様の問題が生じない保証はありません。

弊社共は、同様の問題が今後再発することのないよう、NTT 東西殿のいずれに対しても、より本質的な対処として、システムの物理的な分離等の、接続部門が他事業者から得た情報と営業部門を実効上分離するための根本的な措置を実施いただくことを強く要望します。

以上